

五泉市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する事業に要する経費に対し、五泉市防犯カメラ設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、五泉市補助金交付規則(平成18年1月1日規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止、施設管理等を目的に設置され、特定の場所を継続的に撮影する映像機器及びこれに付属する機器をいう。
- (2) 町内会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体及びその他これに準ずる団体で市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる団体は、第2条で定める町内会等とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業は、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)が自主的な防犯活動の一環として、地域の公共空間を撮影するための防犯カメラを整備する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 街頭犯罪(不法投棄を除く。)の発生を抑制することを目的とするものであること。
- (2) 五泉市防犯カメラ等の設置及び運用に関する指針(以下「指針」という。)に基づき、適切な設置及び利用を行うものであること。
- (3) 申請者において、指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準が定められること。
- (4) 設置について地域住民及び設置場所の所有者(所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあつては、当該権利を有する者を含む。)の同意を得ていること。
- (5) 設置について道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可を受けていること。
- (6) 防犯カメラは、特段の事情がある場合を除き、継続して1年以上設置すること。
- (7) 国・県・本市又は国・県・本市が出資した法人等からの補助金及びこれに類する制度の対象とならないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入費
- (2) 防犯カメラ等設置工事費
- (3) 防犯カメラの設置を示す看板等設置費
- (4) その他市長が特に必要であると認める費用

2 次に掲げる費用は補助の対象としない。

- (1) 既存の設備等の撤去に要する費用
- (2) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (3) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から、防犯カメラ整備のための寄付金等の収入を差し引いた実支出額の3分の2に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、1台あたり10万円を上限額とする。

(事前協議)

第7条 申請者は、補助金の交付を申請する前に、五泉市長と防犯カメラの設置及び運用に関する事業計画及び管理・運用基準について協議しなければならない。なおその他協議が必要な関係機関等があるときは同様とする。

2 申請者は、事前協議終了後、やむを得ずその内容に変更が生じたときは、再度協議しなければならない。

(交付の申請)

第8条 申請者は、補助金交付申請書に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) 防犯カメラの整備に係る費用の見積書の写し(又は設計書の写し)
- (4) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (5) 防犯カメラ設置場所の写真(設置場所及びその付近を撮影したもの)
- (6) 防犯カメラの仕様書、カタログ等
- (7) 防犯カメラの管理・運用基準
- (8) 申請者等(申請団体等)の会則
- (9) 申請者等(申請団体等)の役員名簿

(10) 防犯カメラ設置場所及び撮影範囲の土地所有者等の同意書

(11) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 9 条 前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第 10 条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した事業実績報告書に次の書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) 防犯カメラ設置に関する領収書の写し
- (4) 防犯カメラ設置に関する請求書の写し
- (5) 防犯カメラ整備後の現況写真
- (6) 整備した防犯カメラで撮影した画像
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行ったうえで、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した後において、補助金を申請者に交付するものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書兼振込依頼書を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第 14 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が指示した事項に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は第 1 項の規定に係る取消しをした場合には、速やかに補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金の交付がなされているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助事業完了後の事業内容の変更)

第 16 条 申請者は、補助事業の完了後、防犯カメラの撤去、場所の変更、故障による機能の停止、その他あらかじめ提出していた事業計画に変更が生じた場合は、事業内容変更届を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 申請者は、補助金の交付決定を受けて取得した防犯カメラ等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

(関係書類の保存)

第 18 条 申請者は、補助金の交付決定を受けた場合において、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。